

## 入札公告記載の「近接地域」に関する考え方について

平成22年6月17日

二工事間の最近部の距離に関しては、基本的に次の基準に基づいて算定しています。

敷地という概念を有さない区域において行われる工事については、工事施工範囲をもって判定する。(例：道路、河川等における工事)

敷地という概念を有する区域において行われる工事については、工事施工範囲の存する敷地の境界線をもって判定する。(例：学校その他の施設等における工事)

なお、個別案件により疑問のある場合は、事前に下記までお問合せください。

問合せ先： 総務部総務課 契約検査班      TEL 0479-24-8950 (直通)